

○ いじめの定義

法第2条では、「いじめ」の定義を「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としている。

＜法第2条＞

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

法においては、いじめ行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じれば「いじめ」に該当することになり、現在の社会通念上の「いじめ」の概念よりは、法律上の「いじめ」はかなり広いものとなっている。世間一般で捉えられている「いじめ」と法律上の「いじめ」とには、この点の乖離があることに留意しなければならない。

また、国の基本方針には、「法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』の要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。」と記載されている。これは、心理的又は物理的な影響を与える行為によって児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、まず、いじめとして受け止め、本人の苦痛に目を向けるべきという考え方であり、法の趣旨が将来にわたるいじめ防止対策であることから、「いじめ」を広く捉えるものである。

よって、再調査委員会は、法に基づき、重大事態の発生防止を目的として、当該学校の調査結果について再調査を行うものであることを踏まえ、「いじめ」を法第2条の規定と同一の定義とすることとした。